

# 健康増進法 改定

## 受動喫煙対策

ほーらい館 敷地内 全て禁煙  
公園・駐車場・広場内を含む

2019年7月1日より受動喫煙対策で行政機関敷地内 禁煙となりました。  
喫煙者の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解・ご協力をお願いいたします。

伊仙町役場 健康増進課 徳之島交流ひろば ほーらい館 館長